

砺波市農業委員会 2月総会議事録

開催日時 令和6年2月6日(火)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 23名

2番	堀田 敬三	16番	飯田 真紀
3番	吉田 一馬	19番	中村 栄克
5番	林 政樹	20番	満保 雅春
6番	前野 久	21番	今井 久人
8番	鴨井 克之	22番	松原 光雄
9番	川邊 洋	23番	黒田 英嗣
10番	舘 和香子	24番	山本 涉
11番	樋掛 雅彦	26番	源通 一郎
12番	田嶋 和樹	27番	齋藤 徹
13番	森田 修	28番	片山 雅喜
14番	松浦 正一	29番	水野 勢津子
15番	飯田 輝一		

欠席した委員 6名

1番	西原 登	17番	亀永 理恵
4番	柴田 泰利	18番	土田 英雄
7番	石田 智久	25番	小幡 直也

傍聴人

なし

出席した事務局職員 2名

主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生

農業振興課 1名

農地調整係 主任 原田 裕之

付議案件

議事

- 1) 議案第38号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について
- 3) 議案第40号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について

協議

- 1) 協議事項1号 農用地利用計画の変更について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度・砺波市農業委員会2月総会」を開会いたします。
それでは、会議に先立ちまして、川邊会長が開会の挨拶を申し上げます。

会長 ご苦勞様です。お忙しい中総会にご出席いただきありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の影響も幾分か収まりまして、行事などの集まりごとが少しずつ増えてきております。農業委員会活動についても、昨年から人・農地プランから地域計画に移行することに伴い会合や調整等行っているところかと思えます。地域計画の策定は来年の3月までに行わなくてはならないこととなっております。みなさま方には地域農業の発展のため引き続きご尽力を賜りますようお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
ここで、ご報告させていただきます。今日は、在任委員29名中23名の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをここにご報告させていただきます。
この後の進行につきましては、お手元の総会次第にしたがいまして進めさせていただきます。
なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。
それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

議長 それでは、議席番号15番飯田 輝一委員・議席番号16番飯田 真紀委員をお願いいたします。
それでは議事に入ります。「議案第38号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1について、所有していた農地の大部分は昨年度12月に管財人による資産整理のため売渡しを行いました。今回、抵当権が設定された1筆については手続きができませんでした。今回、抵当権設定者の同意を受けて残りの1筆について譲り渡すものです。譲受人は前回農地を譲り受けた方と同じです。所有農地を貸し付けていますが、貸付先は譲受人が常時従事者として所属する農地所有適格法人です。今回取得する農地もあわせて譲受人が農作業に従事します。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第38号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 　以前にも同じ譲渡人と譲受人で申請がありました。大部分は前回に管財人による譲渡しが完了していましたが、1筆だけ担保になっていた農地が残っていました。譲受人は前回同様地元の農業従事者となります。ご承認よろしく申し上げます。

議長 　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第38号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第39号農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 　議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、2件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、分譲宅地を計画しています。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。

申請地は公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第2種」になります。農地転用の許可基準は、「代替可能性勘案の必要なし」に該当します。譲受人は現在、妻とアパート住まいをしておりますが、子どもが産まれる予定もあり、子育てに際し親世帯からのサポートを受けられるよう、実家のすぐそばで住宅の建築を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第39号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　(「はい」の声あり)

議長 　源通委員、どうぞ。

源通委員 　1番について、2軒分の分譲宅地の計画です。申請地は国道から近く商業施設や小中学校からも近く住環境が充実した地域となっております。ご承認よろしく申し上げます。

議長 　2番について、10月の総会で農振除外の申請があり承認されたものです。両者の関係は親子で、分家住宅を計画しています。耕作者や土地改良区、近隣の関係者等の同意も得ています。ご承認よろしく申し上げます。
他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第39号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第40号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の3ページをお願いします。
今月の案件は、3件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の16ページから20ページまでと併せてご覧ください。
申請地は公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第2種」になります。農地転用の許可基準は、「代替可能性勘案の必要なし」に該当します。譲受人は、家族で水稻を作付けしている農家です。この度、実家に隣接する農地で分家住宅の建築を計画しています。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の21ページから25ページまでと併せてご覧ください。
申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当します。譲受人は倉庫業、物流加工業などを生業としております。現在、従業員の駐車場は勤務地から離れたところに位置しており、効率の悪い状態となっております。さらに従業員の数が増える見込みであることから、申請地にて駐車場を整備します。

(議案書番号3朗読)

別添の位置図の26ページから30ページまでと併せてご覧ください。
申請地は農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区分は「農用地」になります。農地転用の許可基準は、「農用地区域内農地の一時転用」に該当します。砂利採取は、令和6年3月から令和8年2月までとし、深さは8m、採取量は約69,462m³の計画としています。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第40号」につきまして、

ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 2番について、最近譲受人は近隣で大きな倉庫を建築されました。それに伴い従業員が増加したことで駐車場が手狭になったことから、既存敷地を拡張し駐車場を整備するものです。ご承認よろしく願います。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第40号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、協議事項1号 農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の4ページをお願いします。
令和5年12月に受け付けた農用地利用計画の変更の願出は、一般案件が1件、27号計画案件が1件、編入案件が28件となっています

(除外案件番号1朗読)

別添の農振除外願位置図の6ページから10ページまでと併せて願います。

譲受人は鳶・足場仮設工事業を営んでいます。願出地は、既存の資材置場に隣接した農地で事業所等の整備を計画しています。

(27号計画案件番号1朗読)

別添の農振除外願位置図の11ページから15ページまでと併せて願います。

まず、27号計画案件について説明します。一般的に、土地改良事業の施行から8年以内は農地の除外・転用ができません。しかし、土地改良事業の施行から8年以内であっても地域農業に資するなど必要となる場合

は、市長が定めている「砺波市の農業の振興に関する計画」を変更を行ったうえで、除外・転用を行うことができることになっています。

所有者は野菜を出荷している農家であり、借受人は所有者の子の夫です。借受人は農協に勤務する傍ら、地域の担い手になることを希望しています。このことから妻の実家において、分家住宅の建設を計画しています。

続きまして、7ページをお願いします。

編入の番号1～28につきましては、砺波市土地改良区が施行する土地改良事業を行うため、農業振興地域に外れた農地を編入いたします。願出者は28名、49筆、67,163㎡の農地となっています。位置につきましては、別添の農振除外願位置図の11ページから15ページをご確認願います。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」について、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　林委員、どうぞ。

林委員 　　除外案件について、以前住宅が建っていた宅地が空き地になった後、譲受人が資材置き場として現在利用しています。規模拡大に伴い資材置き場や従業員の車の駐車スペース、業務用の大型車両の進入スペース等が不足することから、既存の宅地に隣接した道路側の農地を転用し拡張を計画しています。ご承認よろしくをお願いします。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　吉田委員、どうぞ。

吉田委員 　　27号計画案件について、申請農地は土地改良事業が終了してから8年以内の農地ですが、今回将来の担い手として見込まれる譲受人の分家住宅敷地を計画されています。地域の農業等のため必要なものとなりますのでご承認よろしくをお願いします。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　鴨井委員、どうぞ。

鴨井委員 編入について、この地区では農地整備事業ということで土地改良事業を順次行っています。内容は用排水路の整備、農地の区画整理で、それに伴い農地の集積・集約化を図っています。当地区では主に幹線道路沿いの農地については転用等の見込みがあるということで農用地区域から外されているものがありました。事業を行うにあたり農用地区域である必要があることから編入手続きを行うものです。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 中村委員、どうぞ。

中村委員 編入について、この地区の事業は大変大きな農地整備事業となりまして、砺波周辺では唯一の新規事業となります。地域農業のため重要なものとなりますのでご承認よろしくお願ひします。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項1号」につきまして、賛成の方は挙手願ひします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号・報告第2号について、事務局より説明願ひします。

事 務 局 (報告第1号・第2号説明)

議 長 ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。

これにて閉会いたします。

(閉会 15 : 00)